

森町保育送迎ステーション送迎車両運行管理業務委託仕様書

本仕様書は、森町保育送迎ステーション送迎車両（以下「送迎車両」という。）の運行業務及び送迎車両の維持管理業務の各業務内容を明確にするとともに、安全かつ適切な運行を図ることを目的として、必要な事項を定める。

1. 運行業務

(1) 業務内容

森町保育送迎ステーション及び箕面市立東保育所間において、保育所児童及び保育士の送迎を行うための送迎車両の運行及び関連業務に当たるものとする。

(2) 運行日

毎週月曜日から土曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く）とする。

(3) 運行時間

朝：午前6時20分に東保育所から森町保育送迎ステーションへ出発

午前9時に森町保育送迎ステーションから東保育所へ出発（午前9時30分到着見込）

夕：午後4時30分に東保育所から森町保育送迎ステーションへ出発

午後7時30分に森町保育送迎ステーションから東保育所へ出発（午後8時到着見込）

(4) 運行体制

①運行台数：1台

②運行体制：毎運行日及び運行時間にあたっては、運行に支障を来たさないように運転士の勤務態勢を整えなければならない。

③運転士の資格：運転士は中型運転免許を有し、車両維持管理等に必要な一定の知識、安全かつ丁寧な運転技術及び接客技術を有していること。

④運転士の業務：運転士は、送迎車両の運行に際し、次に掲げる業務を行うものとする。

- ・送迎車両の始業終業点検
- ・送迎車両の清掃
- ・送迎車両の適切な維持管理
- ・運行計画に基づく利用者の安全確認
- ・事故及び緊急時の対応（箕面市や関係機関への連絡を含む）

- ・運行全般にわたる箕面市職員との連携と協力
- ・日報の作成と提出
- ・その他運行全般に付帯する業務

- ⑤その他：(ア) 当該業務の受託者（以下「受託者」という）は、あらかじめ運転士の履歴書及び運転免許証の写しを箕面市に提出し、承認を得なければならない。
- (イ) 箕面市が運行上運転に支障があると認めた場合、箕面市は受託者に対して運転士の交代を求めることができるものとする。この場合、受託者は箕面市の求めに応じ速やかに運転士を交代させなければならない。
- (ウ) 運転士が通勤で自動車を使用する場合は、送迎車両の駐車場に駐車することができる。

2. 車両維持管理等業務

車両維持管理等業務は、受託者が責任をもってこれを実施し、各業務に係る経費のうち、燃料費、有料道路使用料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く経費については受託者が負担するものとする。

(1) 送迎車両

乗員14名のトヨタハイエース（コミューター）又は同等品以上

(2) 業務内容

- ①送迎車両の運行計画の企画立案及び箕面市への提出
- ②運転士の手配
- ③任意保険への加入（保険証の写しの提出）
- ④事故発生時の箕面市への速やかな報告、事故発生報告書の提出
- ⑤事故・故障等の処理、補償及び代車（同等品）の手配
- ⑥各種手続きの代行
- ⑦運転士等従業員の適切な労務管理、教育・研修
 - ・労務管理：労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他関係法令を遵守し、労務管理を行うこと。
 - ・教育・研修：運転士の資質の向上を目的とした人権教育や福祉教育、接遇・接客研修、利用者の安全管理研修などの企画実施及び企画書実施報告書の提出を行うこと。

3. 委託料の支払方法

委託料（消費税を含む）の支払方法は、年12回払いとする。ただし年間委託料を12で除して得た額に1,000円未満の端数を生じる場合、初回から11

回目までの1回あたりの支払額は、当該端数を控除した額（以下「基本額」という。）とし、12回目の支払額は、年間委託料から基本額に11を乗じて得た額を控除した額とする。

4. その他

- (1) 受託者は、この仕様書に定める事項を厳守し、運転士に周知徹底すること。
- (2) 受託者は、箕面市が指示する業務委託に係る必要書類を速やかに提出すること。
- (3) その他必要な事項及び疑義が生じた場合は、箕面市と協議しその指示を得ること。